

## 第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次に掲げる事項のうち、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理し、その申請の審査をする際に審査する事項に該当しないものはどれか。電波法（第7条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の業務を維持するに足りる技術的能力があること。
- 2 周波数の割当てが可能であること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

A-2 無線局の免許人は、免許状に記載した免許人の住所に変更を生じたときはどうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 2 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

A-3 次の記述は、無線局に関する情報の提供について述べたものである。電波法（第25条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、**A** 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる **B** に関する調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第2項第5号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、**C** その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。

- | <b>A</b>               | <b>B</b>         | <b>C</b>      |
|------------------------|------------------|---------------|
| 1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする | 混信若しくは輻輳<br>ふくそう | 無線局の無線設備の工事設計 |
| 2 電波の能率的な利用に関する研究を行う   | 混信若しくは輻輳<br>ふくそう | 免許の有効期間       |
| 3 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする | 電波の利用状況          | 免許の有効期間       |
| 4 電波の能率的な利用に関する研究を行う   | 電波の利用状況          | 無線局の無線設備の工事設計 |

A-4 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の電源について述べたものである。無線設備規則（第38条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局等の無線設備の電源は、**A**、これらの設備を動作させ、かつ、同時に**B**を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。
- ② ①の電源は、その電圧を定格電圧の**C**以内に維持することができるものでなければならない。

- | <b>A</b>   | <b>B</b>   | <b>C</b> |
|------------|--|----------|
| 1 その船舶の航行中 | F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う無線設備であって、156MHzを超える157.45MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するものの電源用蓄電池 | ±20パーセント |
| 2 できる限り常時  | 無線設備の電源用蓄電池  | ±20パーセント |
| 3 できる限り常時  | F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う無線設備であって、156MHzを超える157.45MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するものの電源用蓄電池 | ±10パーセント |
| 4 その船舶の航行中 | 無線設備の電源用蓄電池  | ±10パーセント |

A-5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 2 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときは、変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下3及び4において同じ。）に提出しなければならない。
  - (1) 免許証
  - (2) 写真1枚
  - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 4 総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、免許証を交付する。

A-6 次の記述は、海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の A（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行ってはならない。ただし、B 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- ② C の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 無線局の免許人は、①の主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 無線設備の操作及び運用を行う者	船舶が航行中であるため	無線電信
2 無線設備の操作の監督を行う者	船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
3 無線設備の操作の監督を行う者	船舶の運航計画の変更のため	無線電信
4 無線設備の操作及び運用を行う者	船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信

A-7 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局又は船舶局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 2 海岸局又は船舶局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 海岸局又は船舶局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
  - (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
  - (2) 通信を行うために必要最小のものであること。
- 4 海岸局又は船舶局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-8 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A-9 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために船舶局の運用の停止を命ずることができる。
- 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

A-10 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、

- 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる  B 傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ②  C がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 総務省令で定める周波数を使用して	無線通信を	無線従事者
2 特定の相手方に対して	無線通信を	無線通信の業務に従事する者
3 特定の相手方に対して	暗語による無線通信を	無線従事者
4 総務省令で定める周波数を使用して	暗語による無線通信を	無線通信の業務に従事する者

A-11 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、 A その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、 B 使用するたびごとに1回以上、その送信装置の  C 並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A	B	C
1 その航空機の飛行前に	2,000時間	有効通達距離
2 毎日1回以上	2,000時間	出力及び変調度
3 その航空機の飛行前に	1,000時間	出力及び変調度
4 每日1回以上	1,000時間	有効通達距離

A-12 次の呼出し又は送信のうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は送信に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 G1B電波406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.037MHz又は406.04MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信
- 2 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するもの）の送信
- 3 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- 4 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し

A-13 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。
- 2 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 4 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-14 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第52条及び第68条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 安全通信とは、**A** 安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。  
② 海岸局等(注)は、**B** 安全通信を取り扱わなければならない。  
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。  
③ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が **C** その安全通信を受信しなければならない。

	A	B	C
1	船舶又は航空機が急迫の危険に陥る虞がある場合に	他の通信に優先して	自局に関係のないことを確認するまで
2	船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	速やかに、かつ、確実に	自局に関係のないことを確認するまで
3	船舶又は航空機が急迫の危険に陥る虞がある場合に	速やかに、かつ、確実に	終了するまで
4	船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	他の通信に優先して	終了するまで

A-15 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大で急迫な **A**、かつ即時の救助を求めていることを示す。  
② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯における **B** の使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。  
③ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、**C** にその遭難警報の内容を通報しなければならない。

	A	B	C
1	危険にさらされており	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者
2	危険にさらされており、又はさらされる虞があり	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者
3	危険にさらされており	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
4	危険にさらされており、又はさらされる虞があり	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部

A-16 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の[A]を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、[B]を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による識別信号、[C]、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (3) ①の命令又は制限に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法第5条（欠格事由）第3項第1号に該当するに至ったとき。
- (5) 特定地上基幹放送局の免許人が電波法第7条（申請の審査）第2項第4号ロに適合しなくなったとき。

A	B	C
1 運用の停止	通信の相手方、通信事項、周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所、電波の型式、周波数
2 電波の発射の停止	周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所、電波の型式、周波数
3 運用の停止	周波数若しくは空中線電力	電波の型式、周波数
4 電波の発射の停止	通信の相手方、通信事項、周波数若しくは空中線電力	電波の型式、周波数

A-17 免許人は、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 2 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を速やかに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。

A-18 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたときに執るべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた管理機関、局又は検査官は、これをその属する主管庁に報告しなければならない。
- 2 主管庁は、その管轄の下にある局が行った国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則15.1号（不要な伝送の禁止等））の違反に関する情報を知った場合には、その事実を確認し、必要な措置を執らなければならない。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、これを違反した者の属する主管庁に報告しなければならない。
- 4 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。

A-19 次の記述は、遭難の呼出し及び通報の取扱いについて述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、[A]、[B]において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに[C]義務を負う。

A	B	C
1 いずれから発せられたかを問わず	できる限り第一の優先順位	すべての電波の発射を停止する
2 いずれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位	必要な措置を執る
3 その属する国の領域内で発せられた場合には	できる限り第一の優先順位	必要な措置を執る
4 その属する国の領域内で発せられた場合には	絶対的優先順位	すべての電波の発射を停止する

A-20 次の記述は、航空機局等の検査について述べたものである。無線通信規則（第39条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局又は航空機地球局を検査する国の政府又は権限のある主管庁の検査職員は、検査のため、□Aの提示を要求することができる。□Bは、この検査を容易に行うことができるようしなければならない。□Aは、要求がある場合には提示することができるよう保管しなければならない。
- ② □Aが提示されないとき又は□Cが認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則よって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その□Dことができる。

A	B	C	D
1 無線通信規則に適合する旨の証明書	指揮者又は責任者	明白な違反	設備に係る資料の提出を求める
2 許可書	局の通信士又は責任者	明白な違反	設備を検査する
3 無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	無線周波数の管理上の必要性	設備に係る資料の提出を求める
4 許可書	指揮者又は責任者	明白な違反	設備に係る資料の提出を求める
5 許可書	指揮者又は責任者	無線周波数の管理上の必要性	設備を検査する

B-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) □ア (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。
- ③ ①の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ□イなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③の変更は、□ウに変更を來すものであつてはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の□エに合致するものでなければならない。
- ⑤ ①の予備免許を受けた者は、□イて、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。
- ⑥ ①の(1)の期限（②の規定による期限の延長があったときは、その期限）経過後□オ以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

1 空中線電力	2 空中線電力並びに空中線の型式及び構成	3 総務大臣に届け出
4 総務大臣の許可を受け	5 周波数、電波の型式又は空中線電力	6 無線設備の設置場所
7 技術基準	8 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準	
9 1箇月	10 2週間	

B-2 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた場合は、その事実及び措置の内容
- イ 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容
- ウ 無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び同規則第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細
- エ 通信のたびごとに、次の事項
- ① 通信の開始及び終了の時刻 ② 相手局の識別信号 ③ 使用電波の型式及び周波数
- ④ 相手局から通知を受けた事項の概要
- オ 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要

B-3 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波の型式 の記号		電波の型式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式	
A 2 D	振幅変調で両側波帶	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	ア	
F 7 X	角度変調で周波数変調	イ	その他のもの	
G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	ウ	
J 3 E	エ	オ	電話（音響の放送を含む。）	

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 1 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令     | 2 ファクシミリ               |
| 3 アナログ信号である2以上のチャネルのもの | 4 デジタル信号である2以上のチャネルのもの |
| 5 電信（自動受信を目的とするもの）     | 6 電信（聴覚受信を目的とするもの）     |
| 7 振幅変調で低減搬送波による単側波帶    | 8 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帶    |
| 9 アナログ信号である単一チャネルのもの   | 10 デジタル信号である単一チャネルのもの  |

B-4 次に掲げる場合のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合  
 イ 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合  
 ウ 26.175MHzを超える470MHz以下の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合  
 エ 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信を中短波帶又は短波帶の周波数の電波により海岸局との間で行う場合  
 オ 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

B-5 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをアに通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用してイにより送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、ウ通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、②の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、エで聴守を行わなければならない。
- ④ 船舶局は、③の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対して他のいずれの無線局の応答も認められないときは、オ、かつ、当該遭難警報に対する他の無線局の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
- ⑤ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帶の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、エで聴守を行わなければならない。

- |                            |   |                  |
|----------------------------|---|------------------|
| 1 その船舶の責任者                 | 2 遭難通信責任者   | 3 短波帶以外の周波数の電波   |
| 4 短波帶の周波数の電波               | 5 当該遭難警報を適当な海岸局に                                  | 7 当該遭難警報を受信した周波数 |
| 6 これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に | 8 当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）の無線電話の周波数 |                  |
| 9 これを適当な海岸局に通報し            | 10 通信可能の範囲内にあるすべての無線局にこの遭難警報を中継し                  |                  |